

令和5年第1回

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和5年2月8日 開会

令和5年2月8日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

令和5年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

2月8日（水曜日） 第1号

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会	3
議席の指定及び一部変更	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
副議長の選挙	5
議案第1号から議案第10号まで10件上程、説明、採決	6
議員議案第1号上程、説明、採決	12
岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙	12
閉会	13

議 事 日 程

令和5年2月8日（水曜日） 午後1時30分開議

- 第1 議席の指定及び一部変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 議案第1号 令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第6 議案第2号 令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第7 議案第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第8 議案第4号 岐阜県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢制に関する条例の制定について
- 第9 議案第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第7号 岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第8号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第9号 岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 第14 議案第10号 岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について
- 第15 議員議案第1号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第16 岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙

◎本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定及び一部変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 副議長の選挙
- 日程第5 議案第1号 令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第6 議案第2号 令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議案第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

- 日程第 8 議案第 4 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢制に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 6 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 7 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 8 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 9 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第 14 議案第 10 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について
- 日程第 15 議員議案第 1 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 16 岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙

出席議員 (40人)

1 番	後藤一郎君	28 番	古田聖人君
2 番	浅野裕司君	29 番	川地憲元君
3 番	鷲見守昭君	30 番	早野博文君
4 番	豊田富士人君	31 番	藤田栄博君
5 番	林新太郎君	32 番	子安健司君
6 番	田中明君	33 番	藤井弘之君
7 番	佐藤喜好君	34 番	木野隆之君
9 番	尾関健治君	35 番	堀正君
11 番	武藤鉄弘君	36 番	岡部栄一君
13 番	松井聡君	37 番	宇佐美晃三君
19 番	板津博之君	38 番	岡崎和夫君
20 番	林宏優君	39 番	戸部哲哉君
21 番	森和之君	40 番	柴山佳也君
22 番	都竹淳也君	42 番	佐藤光宏君
23 番	藤原勉君	43 番	加納福明君
24 番	日置敏明君	44 番	瀬瀬幸美君
25 番	山内登君	45 番	加藤良治君
26 番	横川真澄君	46 番	佐伯正貴君
27 番	小島英雄君	47 番	今井俊郎君

48番 渡邊公夫君

49番 成原茂君

欠席議員（9人）

8番 石田浩司君

10番 青山節児君

12番 水野光二君

14番 小坂喬峰君

15番 藤井浩人君

16番 加藤淳司君

17番 浅野健司君

18番 高木伸二君

41番 板津徳次君

説明のため出席した者

広域連合長 柴橋正直君

副広域連合長 石田仁君

副広域連合長 富田成輝君

副広域連合長 西脇康世君

副広域連合長 金子政則君

事務局長 早川昌克君

会計管理者兼会計課長 山田康文君

総務課長 杉崎喜敬君

資格電算課長 古田尚君

給付課長 松下孝治君

職務のため出席した事務局職員

書記長 林秀行

書記 鷺見祥意

開会

午後1時30分 開会

○議長（浅野裕司君） それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

－ 諸般の報告 －

○議長（浅野裕司君） 日程に入るに先立って諸般の報告を行います。

去る10月17日付で、関市選出の山下清司議員から、10月31日付で、多治見市選出の古川雅典議員、可児市選出の富田成輝議員、関ヶ原町選出の西脇康世議員及び八百津町選出の金子政則議員から、11月1日付で、飛騨市選出の湯之下明宏議員、富加町選出の高垣昌司議員及び白川村選出の板谷孝明議員から、それぞれ議員辞職願が提出され、議長において、これを許可しましたので、会議規則第83条第2項の規定により、御報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

開 議

○議長（浅野裕司君） これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

第1 議席の指定及び一部変更

○議長（浅野裕司君） 日程第1、議席の指定を議題といたします。

今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、6番 田中明君、7番 佐藤喜好君、8番 石田浩司君、9番 尾関健治君、18番 高木伸二君、19番 板津博之君、22番 都竹淳也君、29番 川地憲元君、31番 藤田栄博君、32番 子安健司君、41番 板津徳次君、44番 瀬瀬幸美君、45番 加藤良治君、46番 佐伯正貴君、49番 成原茂君、以上のとおり指定します。

続いて、ただいまの指定に関連して、同条第3項の規定により、議席の一部変更を行います。

お諮りします。議席番号20番、21番、33番から40番まで、47番及び48番については、ただいま御着席のとおり議席の一部を変更するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま御着席のとおり議席の一部を変更することに決しました。

第2 会議録署名議員の指名

○議長（浅野裕司君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、議長において、22番 都竹淳也君、46番 佐伯正貴君の両君を指名します。

第3 会期の決定

○議長（浅野裕司君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間と決しました。

第4 副議長の選挙

○議長（浅野裕司君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、議長より指名します。

副議長には、子安健司君を指名します。ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、子安健司君が副議長に当選されました。ただいま当選されました子安健司君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

副議長からごあいさつがあります。32番 子安健司君。

〔子安健司君登壇〕

○32番（子安健司君） 失礼いたします。ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会副議長にご推挙いただきました関ヶ原町議会の子安健司と申します。円滑な議会運営のため、また議長の補佐役として、誠実に任務にあたらせていただきたいと思います。

どうか皆様のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

（拍手）

第5 議案第1号から第14 議案第10号まで

○議長（浅野裕司君） 日程第5、議案第1号から日程第14、議案第10号まで、以上10件を一括して議題といたします。

これら10件に対する提出者の説明を求めます。広域連合長、柴橋正直君。

〔柴橋正直君登壇〕

○広域連合長（柴橋正直君） 令和5年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたり、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃は、議員の皆様並びに各市町村の皆様方には、後期高齢者医療制度の円滑な運営に対し、多大な御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

提案説明に先立ち、諸般の事項について申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症についてであります。

国内で新型コロナウイルスの感染者が確認されて3年が経過し、この間、感染拡大の波を何度となく乗り越えてまいりました。

昨年11月から始まった「第8波」では、3年振りに行動制限のない年末年始を経て、新規感染者数の高止まりが続き、さらには、季節性インフルエンザとの同時流行となりましたが、1月中旬以降、減少傾向が続いております。

岐阜県においては、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を発出して、感染防止対策や医療提供体制の確保に努めておりましたが、感染状況が改善したことを受け、今月12日までとしていた期限を1週間前倒して、5日に宣言が解除されたところであります。

一方、政府においては、1月27日に、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを、5月8日から、季節性インフルエンザと同じ「5類」に変更する方針が決定されました。

この変更に伴い、「ポストコロナ」への取り組みが進み、社会のあらゆる場面でコロナ前の日常が戻ってまいりますが、特に、重症化リスクの高い高齢者の皆様方には、引き続き、日々の感染防止対策の徹底をお願いいたします。

次に、少子高齢化の状況についてであります。

昨年9月に、総務省が公表しました「統計からみた我が国の高齢者」によりますと、65歳以上の高齢者人口は約3,627万人で、総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は29.1%と前年と比べ0.3ポイント上昇し、過去最高となりました。

また、75歳以上の後期高齢者人口は約1,937万人で、前年と比べ72万人の増となり、総人口に占める割合は初めて15%を超え、こちらも過去最高となっております。

2025年には、いわゆる「団塊の世代」の全ての方々が75歳以上となるため、今後も増加が続くと予測されております。

それに対して、昨年12月に、厚生労働省が公表しました「令和4年10月分の人口動態統計速報」では、昨年1月から10月までの出生数は66万9,871人で、過去最少の水準となりました。

このペースで推移すると、令和4年の出生数は、1899年の統計開始以来、初めて80万人を割り込む見通しで、少子化は想定を超える速さで進んでおります。

次に、医療費の状況についてであります。

本年1月に、国保中央会が公表しました全国の令和4年度上半期の後期高齢者医療費は、8兆6,899億円で、前年度と比べて4.0%の高い伸びとなっております。

これは、令和4年から、団塊の世代が後期高齢者になり始め、被保険者数が3.1%増加したことによるものです。

ただし、1人当たりの医療費は46万6,420円で、0.9%の小幅な伸びにとどまっており、これは、入院日数が減少したことが大きな要因となっております。

岐阜県の一人当たりの医療費は42万9,546円で、全国平均を3万7千円ほど下回っておりますが、医療の高度化も相まって増加傾向にあります。

少子高齢化が急速に進展し、医療費が増大する中、後期高齢者医療制度において、現役世代が負担する後期高齢者支援金の急増が危惧され、75歳以上であっても負担能力に応じてご負担いただくことで、現役世代の負担を少しでも減らしていくことが課題となっております。

こうした課題に対応するため、昨年10月1日から、一定以上の所得がある被保険者の窓口2割負担が施行されました。

本広域連合では、昨年12月末現在、5万8,555人、全体の18.1%の方が2割負担となっております。

施行から4か月が経過しましたが、大きな混乱もなく、順調にスタートすることができたと認識しております。改めて、制度改正の周知・広報等に御尽力いただきました各市町村の皆様方に感謝申し上げます。

また、昨年末には、国の社会保障審議会医療保険部会において、持続可能な医療保険制度を構築するため、次期医療保険制度改革に向けた報告書が取りまとめられました。

そこでは、高齢者医療を負担能力に応じて、全ての世代で公平に支え合う仕組みを強化する観点から、後期高齢者の保険料賦課限度額及び所得割率の引き上げ等が、一方で、子育て世帯への支援を強化する観点から、出産育児一時金の引き上げ及びその費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みの導入が、求められております。

これらの改革を実施するための法案が、今通常国会に提出される予定となっておりますので、本広域連合といたしましても、その動向を注視してまいります。

さらに、増え続ける医療費を抑制するため、高齢者の健康寿命の延伸を目指し、国保データベースシステムを活用して、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防等の取組みを進める「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」が令和2年4月から開始されて3年目となります。

本広域連合では、令和4年度は23の市町村が実施しており、令和5年度には、新たに14の市町村が実施する予定となっております。

令和6年度までに県内全ての市町村が実施できるよう、必要な支援を行うとともに、令和5年度に策定する「第3期データヘルス計画」に一体的実施で取り組む事業内容を盛り込み、進捗管理を行ってまいります。

加えて、健康寿命の延伸に向けた取組みとして、口腔機能の低下予防は、誤嚥性肺炎の防止のほか、低栄養や全身性疾患の重症化予防に寄与することが、近年の研究で明らかにされています。

こうしたことから、令和5年度には、ぎふ・さわやか口腔健康診査結果のデジタル化に係るシステム開発を行い、口腔健康診査結果と国保データベースシステムの健診、医療、介護のデータ

を突合して、口腔の健康と全身の健康に関するエビデンスの集積や、高齢者への適切な情報提供に取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、人生100年時代を迎え、高齢者の方々が、いつまでも健やかに暮らしていけるよう、各市町村や関係機関等と連携して後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に努めてまいりますので、議員各位の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今期定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第1号は、「令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」であります。

一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、2億6,356万6千円とするものであります。

前年度と比べ、291万5千円、率にして、1.09%の減であります。

まず、歳入の主なものを申し上げます。

分担金及び負担金といたしまして、市町村からの負担金2億2,972万6千円を計上いたしました。

また、前年度からの繰越金といたしまして、3,000万円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主なものを申し上げます。

総務費といたしまして、職員の人件費や各種委員会の経費など、広域連合の運営にかかる費用として、2億6,081万8千円を計上いたしました。

次に、議案第2号は、「令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」であります。

特別会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,893億2,761万円とするものであります。

これは、前年度と比べ、130億1,862万9千円、率にして、4.71%の増であります。

初めに、歳入の主なものを申し上げます。

市町村支出金といたしまして、保険料負担金や保険基盤安定負担金、並びに、療養給付費の定率負担金や保健事業の負担金などとして、533億8,417万9千円を計上いたしました。

国庫支出金といたしまして、療養給付費や高額医療費の定率負担金、並びに、調整交付金などとして、924億5,948万2千円を計上いたしました。

県支出金といたしまして、療養給付費や高額医療費の定率負担金として239億1,825万8千円を計上いたしました。

支払基金交付金といたしまして、現役世代からの支援金として1,148億87万5千円を計上いたしました。

最後に、前年度からの繰越金といたしまして、40億8,554万1千円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主なものを申し上げます。

総務費といたしまして、共同電算処理業務やレセプト管理及びレセプト点検業務、並びに電算処理システム開発・改修業務の委託料などとして、12億6,819万2千円を計上いたしました。

これは、前年度と比べ、3億2,874万8千円の増となっております。

主な要因といたしましては、電算処理システム開発・改修業務委託料が2億8,261万6千円の増となっております。

これは、国の方針に基づく、5年に1度の電算処理システムの機器更改に伴うシステム開発等に要する費用でございます。

また、新たに電算処理システムがクラウド化されるのに伴い、クラウドサーバ集約機関事業者に支払う使用料及び負担金が、1億3,541万円となっております。

次に、保険給付費といたしまして、令和4年度予算と比較して被保険者数の伸び率を3.63%の増、一人当たりの保険給付費の伸び率を0.86%の増で見込み、2,853億1,617万8千円を計上いたしました。

これは、前年度と比べ、124億6,137万5千円、率にして、4.57%の増であります。

次に、保健事業費といたしまして、ぎふ・すこやか健康診査の受診率を25.1%、ぎふ・さわやか口腔健康診査の受診率を8.0%で見込み、健康保持増進事業費として10億6,192万5千円を計上いたしました。

加えて、医療費適正化を図るため、医療費通知及び後発医薬品利用差額通知の送付や、低栄養防止・重症化予防の取組のほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、ぎふ・さわやか口腔健康診査結果のデジタル化、及び第3期データヘルス計画の策定など、その他保健事業費として4億4,003万6千円を計上いたしました。

次に、議案第3号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」であります。

個人情報の保護に関する法律の改正による全国共通ルールの適用に伴い、個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第4号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合管理監督職務上限年齢制に関する条例の制定について」であります。

地方公務員法の一部改正に伴い、管理監督職務上限年齢制を導入するため、条例を制定するものであります。

議案第5号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

これは、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

人事院規則の一部改正に伴い、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、管理監督職務上限年齢に達した後も特例で引き続き当該管理監督職を占める職員を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正及び岐阜県最低賃金の改定に伴い、パートタイム会計年度任用職員の報酬の額を改定する等のため、所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

保険料均等割額の5割軽減及び2割軽減の対象世帯が、生活水準が変わらなければ、令和5年度においても引き続き当該軽減措置の対象となるよう、物価の動向等を踏まえて、所得判定基準を見直すため、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」であります。

現在、その任に御尽力いただいております服部剛さんが3月27日で任期満了を迎え、今期をもって退任されますので、その後任として、松井重雄さんを監査委員として選任いたしたいと存じます。よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

最後に、議案第10号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について」であります。

現在、その任に御尽力いただいております、小島浩一さんの任期が3月27日に満了いたしますので、引き続き小島浩一さんを公平委員会委員として選任いたしたいと存じます。よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

以上、今期定例会に提案いたしました諸議案を御説明いたしました。

よろしく御審議の上、御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅野裕司君） これら10件に対する質疑及び討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

まず、議案第1号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第2号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第3号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第4号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第5号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第6号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第7号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第8号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第9号を採決します。

お諮りします。松井重雄君を監査委員に選任するについては、これに同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、松井重雄君を監査委員に選任するについては、同意と決しました。

次に、議案第10号を採決します。

お諮りします。小島浩一君を公平委員会委員に選任するについては、これを同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、小島浩一君を公平委員会委員に選任するについては、同意と決しました。

第 15 議員議案第 1 号

○議長（浅野裕司君） 日程第 15、議員議案第 1 号を議題とします。

本件に対する提出者の趣旨説明を求めます。13 番 松井聡君。

〔松井聡君登壇〕

○13 番（松井聡君） それでは、ご指名を賜りましたので、議員議案第 1 号、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案者を代表し、趣旨を説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から、全国共通ルールとして、法の規定が地方公共団体に適用されることとなりますが、議会は法の適用対象から除外をされております。

したがって、広域連合議会における個人情報保護の取扱いに関し、必要な事項を定めるため、この条例を制定するものでございます。

よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（浅野裕司君） 本件に対する質疑及び討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

第 16 岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（浅野裕司君） 日程第 16、岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

本件は、来る 3 月 27 日任期満了となる選挙管理委員及び同補充員の選挙を求められたものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によることとし、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。

よって、議長より指名します。

まず、選挙管理委員には、岐阜市福光東2丁目3番19号 辻博文君、大垣市美和町1787番地 樋谷恒樹君、可児市広見41番地1 金子幸治君、多治見市明和町3丁目1番地の14木股信雄君の4名をそれぞれ指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員には、ただいま指名しました4名が当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、補充順位1番として、岐阜市秋津町8番地 國島久嗣君、2番として、可児市塩960番地6 前田利秀君、3番として、不破郡関ヶ原町大字野上913番地の1 藤墳秀則君、4番として、加茂郡八百津町久田見2834番地7 松浦加壽喜君の4名をそれぞれ指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野裕司君） 御異議なしと認めます。よって、選挙管理委員補充員には、ただいま指名しました4名が順序のとおり当選されました。

選挙管理委員及び同補充員の当選告知は文書で行います。

閉 議 閉 会

○議長（浅野裕司君） 以上で今期定例会に付議されました事件は、すべて議了しました。よって、本日の会議はこれで閉じ、令和5年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時2分 閉 会

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

浅野裕司

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

都賀淳也

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

佐伯正貴